

ふるさと納税のワンストップ特例申請に係るデータの未送信について

1 概要

令和3年中に宮城県に寄附し、ふるさと納税ワンストップ特例申請書（住民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書）を提出した個人の方について、県から各市区町村へワンストップ特例の申請データが未送信だったため、令和4年度住民税の寄附金税額控除が適用されていなかったもの。

2 対象寄附金及び件数

- ・対象寄附金 ふるさと宮城寄附金，宮城県災害復興寄附金，東日本大震災みやぎこども育英募金
- ・ワンストップ特例の申請者 402名
 - うち未送信申請者 401名（県内10名，県外391名）
- ・未送信先市区町村 208自治体（仙台市，富谷市，亶理町，利府町，県外204市区町村）

3 原因

令和4年度住民税の寄附金税額控除適用のためには、ワンストップ特例の申請データは、令和4年1月末までに申請者が居住する市区町村へ^{エルタックス}eLTAX（地方税ポータルシステム）で送信する必要がある。

令和4年1月28日に職員がeLTAXで申請データを送信し、ファイル1件が送信済みであることを画面で確認した。当該ファイルは申請者1名分のデータであったが、全申請者のデータが含まれていると誤認したもの。

4 今後の対応

申請データが未送信となっている方については、今後、居住する市区町村での住民税額の更正又は税務署への確定申告により、住民税の寄附金税額控除又は所得税の寄附金控除が受けられる。

県から対象市区町村に住民税額の更正を依頼するとともに、5月30日から順次、ワンストップ特例の申請者に対し、お詫びと控除の手続を記載した文書を送付する。

5 再発防止策

作業前に予め複数の職員で手順を確認し、送信するデータの内容と件数を送信前後に複数の職員で確認することにより、チェック体制の強化を図る。

